

## 広島県肝炎対策協議会設置要綱

## (趣旨)

第1条 肝炎対策に係る各種施策についての検討を行うため、広島県肝炎対策協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

## (所掌事項)

第2条 協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 肝炎対策に関すること。
- (2) 肝炎検診に関すること。
- (3) 診療体制に関すること。
- (4) 人材育成に関すること。
- (5) その他広島県の肝炎対策に関すること。

## (組織)

第3条 協議会は、広島県医師会選出の医師、肝炎の専門医師、肝炎の医療に関し学識経験を有する者、肝炎対策を所管する行政職員、患者会を代表する者、医療保険者、検診機関及び経済団体等の委員で組織する。

- 2 協議会の委員は、別に定めるものとする。
- 3 委員長は、委員の互選により選出するものとする。

## (任期)

第4条 任期は、2年とする。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

## (報償費)

第5条 協議会の委員に対する報酬の額及び費用弁償の額は、附属機関の委員等に対する報酬の額及び費用弁償の額を準用する。

- 2 委員長により招集された学識経験者の報酬の額及び費用弁償の額は、前項を準用する。

## (協議会の運営)

第6条 協議会は、委員長が必要に応じて招集し、これを総括する。

- 2 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

- 3 委員は、必要に応じて委員長に協議会の招集を請求できる。
- 4 委員がやむを得ない事情で協議会に出席できない場合は、委任を受けた代理人が協議会に出席できるものとする。
- 5 委員長が必要と認めるときは、委員以外の学識経験者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、広島県健康福祉局薬務課内に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年5月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年11月28日から施行する。

なお、この要綱の施行後、最初に選任する委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。